

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年5月15日時点

～2023年5月14日 2023年5月15日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

料金表
 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）
 第1類 利用料金
 第1 VP Nサービスに係るもの
 2 料金額
 2-2 付加機能利用料
 2-2-2 回線契約に係るもの
 2-2-2-2 VLAN多重機能

月額

料金表
 第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）
 第1類 利用料金
 第1 VP Nサービスに係るもの
 2 料金額
 2-2 付加機能利用料
 2-2-2 回線契約に係るもの
 2-2-2-2 VLAN多重機能

月額

区 分		単 位	料金額
1の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVP Nグループと多重通信を行うことができるようにする機能	レイヤー3に係るもの	(略)	(略)
	レイヤー2に係るもの	(略)	(略)

区 分		単 位	料金額
1の契約者回線等について、当社が指定する方法により複数のVP Nグループと多重通信を行うことができるようにする機能	レイヤー3に係るもの	(略)	(略)
	レイヤー2に係るもの <u>(タイプ1)</u>	(略)	(略)
	レイヤー2に係るもの <u>(タイプ2)</u>	<u>1の契約者回線等につき1のVP Nグループごとに</u>	<u>3,000円</u> <u>(3,300円)</u>

備考
 1 当社は、次に掲げる通信の区分に係る回線契約者に限り、この機能を提供します。

(1)
 レイヤー3に係るギャランティアクセス（品目が2 Mb/sから10Gb/sまでのものに限ります。）

(2)
 レイヤー2に係るギャランティアクセス（品目が2Gb/sから10Gb/sまでのものを除きます。）

備考
 1 当社は、この機能の区分ごとにそれぞれ次に掲げる区別等に係る回線契約者に限り、かつ、その回線契約の新規申込みと合わせてこの機能の提供の請求があった場合に限り、この機能を提供します。

(1) レイヤー3に係るもの
 レイヤー3のギャランティアクセスであって、品目が2 Mb/sから1Gb/sまで及び10Gb/sのもの（回線契約の種類はメイン契約に限ります。）

(2) レイヤー2に係るもの（タイプ1）
 レイヤー2のギャランティアクセスであって、品目が1 Mb/sから1Gb/sまでのもの

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年5月15日時点

~2023年5月14日	2023年5月15日~
-------------	-------------

2 (略)

3 この機能を利用する回線契約者は、契約者回線等ごとに、次に掲げる論理回線の数に達するまで論理回線を設定することができます。

ただし、論理回線に符号伝送速度を指定する場合であって、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回線等の品目に係る符号伝送速度を超えるときは、論理回線を設定することができません。

(1) (略)

(2) レイヤー 3 の200Mb/sから10Gb/sまでの契約者回線等：249

(3) レイヤー 2 の契約者回線等：20

(3) レイヤー 2 に係るもの (タイプ 2)
レイヤー 2 のギャランティアクセスであって、品目が 1 Mb/s から 10 Gb/s までのもの (回線契約の種類はメイン契約に限ります。)

2 (略)

3 この機能を利用する回線契約者は、契約者回線等ごとに、次に掲げる論理回線の数に達するまで論理回線を設定することができます。

ただし、論理回線に符号伝送速度を指定する場合であって、論理回線の符号伝送速度の合計がその契約者回線等の品目に係る符号伝送速度を超えるときは、論理回線を設定することができません。

(1) (略)

(2) レイヤー 3 の200Mb/sから 1 Gb/s まで及び 10 Gb/s の契約者回線等：249

(3) レイヤー 2 (タイプ 1) の契約者回線等：20

(4) レイヤー 2 (タイプ 2) の契約者回線等：250

4 この機能を利用する回線契約者は、次に掲げる変更の請求を行うことはできません。

(1) この機能の区分の変更

(2) 契約者回線等に係る V P N サービスの区別等の変更 (レイヤー 3 又はレイヤー 2 (タイプ 2) の場合に限ります。)

(3) 契約者回線等の移転又は回線収容部等の変更 (レイヤー 3 又はレイヤー 2 (タイプ 2) の場合に限ります。)

(4) 論理回線の追加又は廃止を除く論理回線に関する変更 (レイヤー 2 (タイプ 1) 又はレイヤー 2 (タイプ 2) の場合に限ります。)

附 則 (令和 5 年 5 月 9 日 C N S 1 第 000400000384-01 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 5 月 15 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年5月15日時点

~2023年5月14日 2023年5月15日~

	<u>VPNサービスに係る付加機能</u> <u>VLAN多重機能</u> <u>レイヤー2に係るもの</u>	<u>VPNサービスに係る付加機能</u> <u>VLAN多重機能</u> <u>レイヤー2に係るもの</u> <u>タイプ1</u>
--	---	--